

岩手県告示第 1012 号

青少年の家条例（昭和 56 年岩手県条例第 16 号）第 6 条第 2 項の規定により、岩手県立県北青少年の家の附属の施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 10 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

次の表に掲げる額

表 岩手県立県北青少年の家の附属の施設の利用料金

附属の施設	利用料金							
	個人使用				貸切使用			
	区 分	小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び学生	一 般	区 分	料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合	
スケート場	普通利用料金（1回につき）	円 130	円 380	円 530	土曜日及び休日の利用料金（1時間までごとに）	円 9,890	円 19,780	
	回数利用料金（6回につき）	650	1,900	2,650		その他の日の利用料金（1時間までごとに）	7,420	14,840
	定期利用料金（1シーズンにつき）	競技関係者	2,600	7,600	10,600			
		その他の者	5,200	15,200	21,200			
	附属の設備の利用料金	靴（1回につき）	110	330	440	附属の設備の利用料金	540	1,090
ロッカー（1回につき）		50 円			照明設備		実費を基準として知事が定める額	

- 備考 1 「競技関係者」とは、岩手県スケート連盟及び岩手県アイスホッケー連盟に登録している者をいう。
- 2 幼児に係る利用料金（附属の設備の利用料金を除く。）は、無料とする。
- 3 幼児に係る靴の利用料金は、小学校児童及び中学校生徒に係る靴の利用料金と同額とする。
- 4 貸切使用の場合における靴又はロッカーの利用料金は、個人使用の場合の利用料金と同額とする。
- 5 「料金を徴収する場合」とは、貸切使用をする者が、入場料、会費又はこれらに類する金銭を徴収する場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 6 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日をいう。